

# 東京ピラティス研究所 利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

当スタジオは、東京ピラティス研究所 concept by Blue d'Argens (以下、本スタジオとする) と称する。

### 第2条 (目的)

本スタジオは、会員がスタジオ内の諸施設を利用し、心身の健康維持、増進、人間力の向上を図ることを目的とする。

## 第2章 会員

### 第3章 (会員制度)

①本スタジオは会員制とし、入会する際に定められた会員種別で契約し、本利用範囲を決定する。

②会員の契約期間は、会員が会社所定の退会手続きを完了するまで自動更新とする。

### 第4条 (入会資格)

本スタジオに入会資格を有する方は、本会則を承認し、入会を希望する方とし、次の場合は入会する事が出来ない。尚、本スタジオはその自由な裁量により、入会申し込みを承認またはお断りする事が出来、その理由を示す必要がないものとする。

①感染症及び感染性のある皮膚病の方。(但し、当スタジオの基準に準じて認めた場合は除く)

②暴力団関係者。

③刺青のある方。(但し、会社が定める基準に準じて認めた場合は除く)

④入会に先立ち、本スタジオの実施するメディカルチェック等の結果により、利用に差し支えがあると判断された方。

⑤スタジオの円滑な運営、他の会員に迷惑をかける恐れがある、その他好ましくないと判断した方。

### 第5条 (入会手続き)

本スタジオを利用する方は、本会則を承認の上、入会手続きを行い、所定の料金を納入し、契約を行った上で会員となる。

### 第6条 (未成年者)

未成年が入会を希望する場合、本人その親権者が連署の上、入会申し込みを行うものとする。

この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

### 第7条 (キャンセルポリシー)

①お申し込みいただいた会員権利は、譲渡、転売することが出来ない。

②1度納入された会費は、基本的に返還しない。

③当日キャンセルおよびレッスンへの遅刻は、1回分消化とみなしレッスン料金の100%をいただく。

④クーリングオフについて

クーリングオフ期間内の場合、お支払い代金の全額を返金する。

⑤中途解約について

中途解約の場合には、レッスン済代金及び解約手数料(未レッスン代の10%、上限2万円)を差し引いた金額を返金する。

### 第8条 (ビジター)

①会員は、会員以外の人を同伴、あるいは紹介することが出来る。この場合ビジターは、所定の料金を支払うものとする。

②会員はビジターに関する一切の責任を負うことを了解する。

### 第9条 (会費等)

①入会登録手数料、諸会費、諸料金等の金額、支払い時期、支払い方法は、当スタジオが定めるものとする。

②納入された入会登録手数料、諸会費、諸料金等は、如何なる理由があってもこれを返還しない。

③会社は、本クラブの運営上必要と判断した場合、または経済情勢の変動に応じて、入会登録手数料、諸会費、諸料金等の金額を変更する事が出来る。

④月会費の支払いは、前月20日にクレジットカードより引き落としまたは前月最後のレッスン時に現金にて支払うものとする。

### 第10条 (会員資格の譲渡等)

会員資格は、本人限りとし、他に譲渡、貸予することは出来ない。

### 第11条 (会員資格の喪失)

会員は、次のいずれかに該当した場合、会員資格を失う。

①退会したとき。

②除名されたとき。

③死亡および失踪宣告を受けたとき。

### 第12条 (会員種別の変更)

会員は、会員種別の変更をご希望の場合には、変更希望月の前月15日までに変更届を書面にて届け出ること。

### 第13条 (退会)

会員は、本スタジオを退会する場合には、最終在籍月の15日までに退会届を書面にて届け出ること。

### 第14条 (除名)

会員が、次のいずれかに該当した場合、本スタジオは該当会員を除名する事が出来る。

①本スタジオの会則および諸規則に違反したとき。

②本スタジオの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。

③諸会費、諸料金の責務を滞納し、会社からの催促に応じないとき。

④入会に際して、当スタジオに虚偽の申告をしたとき。

⑤当スタジオの会員として、ふさわしくないと判断したとき。

⑥第19条に該当する行為があったときに。

### 第15条 (変更事項の届出)

①会員は、住所、連絡先およびその他入会申込書事項に変更があった場合は、速やかに会社に届け出るものとする。

②会員への通知は、会員からの届け出のあった最新の住所宛に行い、スタジオは以後の責任を負わないものとする。

## 第3章 施設

### 第16条 (諸規則の遵守)

会員は、スタジオの利用に際して、当のスタジオの規則、注意事項を厳守し、スタッフの指示に従う。

### 第17条 (健康管理)

会員およびビジターは、各自の責任において健康管理を行うものとする。

### 第18条 (損害賠償)

①本スタジオの利用に際して、本人または第三者に生じた人的、物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負わない。会員が同伴または紹介したビジターについても同様とする。但し、会社の調査により、会社に過失があると認めた場合には、会社は一定の保障をするものとする。

②本スタジオの利用に際して発生した盗難、紛失、障害その他の事故について、会社は一切損害賠償の責を負わない。但し、所定の方法により貴重品として会社に預けた場合は除く。

### 第19条 (禁止)

①無許可での写真・ビデオ撮影、録音等。

②無許可での物品の売買や勧誘、セールス行為及び、それに類似する行為で、他の会員に迷惑をかけておぼす行為。

③他人を誹謗中傷すること。

④他人に対する暴力行為や、威嚇行為。

⑤酒気を帯びての本スタジオ利用。

⑥外傷・感染症・皮膚疾患を有する方。

⑦痴漢・覗き・露出等公序良俗に反する行為。

⑧他人へのストーカー行為

⑨等スタジオ、スタッフの業務をさまたげる行為。

⑩レッスン開始後の入室。

⑪その他、本条各項に準ずる行為。

### 第20条 (閉鎖・解散)

本スタジオでは、次の事由により、関連施設の全部、または一部を閉鎖または解散することができる。

①天災・事変・その他の不可抗力により、開業が不可能となるとき。

②経営上、重大な理由があるとき。

③関連施設の改造または補修の時。

## 第4章 付則

### 第21条 (休館日)

本スタジオの都合により、休館日を変更することができる。

### 第22条 (会則の改定)

本会則の改定は、本スタジオの定めるところとし、本スタジオに関するその他の諸規則についても同様とする。

### 第23条 (施行)

本会則は、平成30年10月8日から施行する。